

鎌倉時代前期の古文書に見られる「所詮」の用法について

西村 浩子

目次

- 一 はじめに
- 二 『平安遺文』に見られる「所詮」の用法
- 三 『鎌倉遺文』に見られる「所詮」の用法
 - 1 「所詮」の読みについて
 - 2 「所詮」と文書の種類の関係
 - (1) 下達文書における「所詮」の用法
 - (2) 上申文書における「所詮」の用法
- 四 古文書以外の文献における「所詮」の用法
- 五 おわりに

一 はじめに

「所詮」は、もともとは仏教語である。「能詮」に対する言葉で、「仏教語大辞典」(昭和50年、東京書籍株式会社)によると「能詮」が「経典に説かれる意義内容を表す文句」であるのに対して、「所詮」は「①経文の文句によってあらわされ

鎌倉時代前期の古文書に見られる「所詮」の用法について

ることわり。あらわされた事がら。②究極。最後の目的とするところ。」とある名詞用法の語である。しかし、現在では、この「所詮」は話者のあきらめの心情を含んだ「結局」「要するに」「どうせ」という意味で、多くの場合否定の辞と共に用いられ、副詞的用法の語となっている。これは②の意味から派生したと考えられる。

文献上でこの現在の意味用法につながる「結局」「つまるところ」の意味で「所詮」の用例が多く見られるようになるのは、鎌倉時代である。それも日記・随筆・物語等の文学仮作品ではなく、古文書が中心である。しかも、その古文書の中でも下知状・下文等や申文・陳状等に偏って見られるのである。

本稿では、まずは鎌倉時代前期の「所詮」の用法を検討するために、『鎌倉遺文』第一巻から第十五巻（文治元年（一一八五）～文永十二年（一二七五））までの一一八六四件の古文書を対象資料とし、「所詮」の使用される文書の種類と用法について検討する。そして、古文書の種類によつて異なる文書様式と使用語彙の関係を考える一階梯としたい。

二 『平安遺文』にみられる「所詮」の用法

「所詮」の初出は管見の範囲では「本朝文粹」に収載された散位正六位上菅原朝臣淳茂の対を早しとする（『本朝文粹』巻第三 鳥獸言語）。延喜八年（九〇八）のものである。ここでの用法は「つまるところ」という副詞的用法と考えられる。

①佛—語雖—無（と）二—三—諸—機 セムル 所詮・法—藏 既（に）有八—萬。 （久遠寺本、建治二年写清原教隆加点）

（釈尊の説き給ひし教は、唯一にして二三なしと雖も、衆生の機縁に利鈍あるがために、所説の法自ら種々となりて八萬の多きに及びき。）（『本朝文粹註釈 上』柿村重松 富山房 昭和五十七年新修第3版）

これを早い例として、その他、確例として見いだされるのは平安時代では、『平安遺文』にみられる例である。この場

合も「所詮」は副詞的用法で用いられている。⁽¹⁾ 次の二例は官宣旨や八条院庁牒に引用された解状の例である。(以下の『平安遺文』の用例は、東京大学史料編纂所平安時代フルテキストデータベースによる。)

② 右、得_レ彼国守藤原朝臣信経今月日解状一_レ備、謹_レ檢_レ案内_一(中略)所詮者任_レ院御庄例、可_レ弁_レ濟段別見米三斗之由、被_レ下_レ宣旨、官使国使相共欲_レ加_レ催促_レ者、權大納言藤原朝臣宗輔宣、奉_レ勅、依_レ請者、(平安遺文二六五五 官宣旨案 久安四年(一一四八)十月二十九日引用解状)

③ 右、彼所司等今月十一日解状備、謹_レ檢案内_一(中略)所詮_レ覚典・仁禪等不当之相伝、彼此是非之有無、敢以_レ不可_レ入也、御願財主仙院御進止也、(中略)望_レ請_レ庁裁、為_レ停_レ止後代之牢籠、欲_レ賜_レ庁御下文_レ矣者(平安遺文補一二四 八条院庁牒案 安元三年(一一七七) 五月二十一日引用解状)

これらの「所詮」は、②は、「権門の庄民が東大寺庄出作公田の官物三斗を規定通り納めず、国守が何度か下文を出した。しかし、それに従わないので、つまるところ(所詮)、宣旨を出してほしい」という解状である。また、③は、「醍醐寺所司が、曼陀羅寺の覚典と仁禪を相手として、度重なる大智院領田の不当な相続に対して、つまるところ(所詮)、その相伝は無効である」という院庁下文を出してほしい」という内容である。つまり、結論を述べる前に「所詮」が用いられているのである。

このほか、『平安遺文』には、次の④⑤⑥⑦⑧⑨⑩のような例が見られる。これらは、「つまるところ」という意味で解釈できるものである。先の解状以外に、問注記に4例(例④⑤⑧⑨)、下文に1例(例⑥)、祭文に1例(例⑦)、源頼朝の書状に1例(例⑩)見られる。いづれも、結論を導く言葉として用いられる。

- ④所詮ハ「寺家ニハ任先例ニ陳遁」也、所_レ罷過_レ也、毎度ニ分明宣罷下事不_レ候ス、国ニモ髓ニ三斗ヲ催取_レル納帳ヲ可_レ進覽_レ也、(平安遺文二六六四 東大寺僧覺仁・伊賀国目代中原利宗問注記案 久安五年(一一四九)五月六日)
- ⑤所詮ハ東大寺庄領本免廿五町外、於_レ加納田ハ可_レ准_レ公田率法_レ之由、数代宣旨明鏡也(平安遺文二六六七 伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覺仁重問注記 久安五年(一一四九)六月)
- ⑥所詮於_レ不法之給主_レ者、為_レ社家之沙汰_レ被_レ改_レ替_レ之、於_レ年々犯用之所当_レ者、責_レ渡于社家、可_レ被_レ致_レ其勤之矣(平安遺文三三三五 肥前国留守所下文案 嘉応二年(一一七〇)三月十日)
- ⑦但所詮者、件高殿庄事、召_レ对両方_レ被_レ決_レ真偽_レ者、三寶合_レ咲、神明成_レ悦歟、仍謹所_レ請神判如件、(平安遺文四八七一 僧欣西祭文案 嘉応二年(一一七〇)四月十五日)
- ⑧所詮者帶_レ庁宣_レ下_レ向国、任_レ例請取畢、更無_レ其訴、然者使替否事、國全不_レ知給_レ了_レ候也_(之カ)と申(平安遺文三六〇六 土佐国雜掌 紀頼兼主殿寮沙汰人伴守方問注記 承安二年(一一七二)九月)
- ⑨所詮遣_レ御使、被_レ披_レ檢_レ寺家訴申田地_レ仁国司披陳無_レ其隱_レ候歟と申、(平安遺文三九九八 後白河院庁公文所問注記案 養和元年(一一八一)八月十八日)
- ⑩所詮、可_レ依_レ院御定_レ也。於_レ信兼領_レ者、義経沙汰也(平安遺文補四一六 源頼朝書状 寿永三年(一一四八)四月十一日)

ここで一つ気づかれるのは、9例中5例が「所詮ハ」「所詮者」と「ハ」を伴っていることである。このような「ハ」を伴う例は、『鎌倉遺文』巻一〜巻十五にも24例見られるが、現段階では「ハ」の有無による明確な差異を見いだすことができない。従って今回は「ハ」の有無を問題にせず一括して扱うことにする。

三 鎌倉遺文に見られる「所詮」の用法

1 「所詮」の読みについて

管見の範囲で「所詮」の読みが明らかなる例は、先に初出の例として挙げた『本朝文粹』の散位正六位上菅原朝臣淳茂の対につけられた清原教隆の建治二年（一二七六）の読みである。「所詮」を読み下して「詮（セム）スルトコロ」としている。「平安遺文」には読みの明らかな例は見いだせなかったが、『鎌倉遺文』ではこの読み下した形の仮名書き例が散見する。仮名書きの例が見られるのは、すべて仮名文書においてである。例えば、次のようである。

⑪ タ、クチニテ南无阿弥陀物トトナエハ、コエニツキテ、決定往生ノオモヒヲナスヘシ、（中略）詮スルトコロハ、タ、トニモカクニモ、念仏シテ往生ストイフ事ヲウタカハヌヲ、深心トハナツケテ候ナリ（鎌倉遺文一四六〇 源空書状 元久元年（一二〇四））

⑫ 大甘をハ女子ニゆつりたふへく候、かつハ五十一箇條にも、所領ハをやのこゝろニまかすへきよしみ得て候、せむするところ、故明政入道かゆつりにまかせて、政親か濫妨をとゝめて、光蓮一向に進退領掌すへきよし、御下文を申賜らむとおもひ候（鎌倉遺文五二二七 尼光蓮申文案 嘉禎四年（一二三八）三月十二日）

⑪は仏教の教えの中で「つまるところ」念仏をすれば往生するということであり、⑫は「つまるところ」政親の濫妨を止める下文を出してほしいということ、裁許要請文言の前に使用されている。後者は漢字表記の「所詮」の場合も同様であり、漢字表記であっても読み下した仮名表記を混用するものであっても、同じものとして扱ってよいと考えられる。また、漢字書きの文書においてもその文字構成から「シヨセン」ではなく、読み下したであろうことが推定でき

る例がある。それは、例えば⑬の藤原友秀請文には「所詮候」とあり、「候」の存在から「センジ候ウトコロ」と読まれたと推定できるものである。

⑬如_レ此致_三□(種カ)々狼藉_二候之條、未曾有之勝事候、委細□(旨カ)、先度具令_三言上_二了、所詮候、被_レ停止_三前地主□(五カ)郎兵衛尉定俊之押妨、任_二関東御教書之旨、蒙_三□(御カ)成敗、於_レ如_三先例之上分米_二者、無_レ違乱_二可_レ致_三其沙汰_二候(鎌倉遺文九三三四三 文永二年(一二六五)九月一日)

さらに、「所詮候」を仮名交りで「せんじ候ところ」とした例もみられる。次の快真書状のような例である。

⑭ほうこうくちせす候へハ、いつれもおなし事なれハ、あてくたさるゝよしきこえ候き、せんし候ところ(ところ)御りやうの事も、ほりかわのちの事も、ひんきよく、したいにちんし申され候て、いよくをそれ申さるゝやうにたにも候はゝ、いつれもミちまかり候やう二候ぬとこそおほへ候へ(鎌倉遺文四八二二 文暦二年カ(一二三五)八月十九日)

このように漢字表記「所詮」を読み下した形となる例をまとめると、次のようになる。なお、仮名書きの場合の平仮名・片仮名は区別なく一括して扱い、()内の漢数字は『鎌倉遺文』の文書番号を表している。

a 詮する所／詮するところ (センズルトコロ)

書状一四件 (*一四六〇・一四六二・一四九一・五三二七・*七九五四・*八〇三二・*八〇三三・*八三〇六・*八七六

一 以上の五件は親鸞書状。七八九九・七九一八・七九二二・七九五四・八五八五 以上五件は日蓮書状。)

注進状一件（*九二二八）

（*印は、「セズルトコロは」のように「は」があるもの。以下同じ。）

b せんする所／せんするところ（セズルトコロ）

書状三件（四三五七・九一一八・*一一八〇〇）

申文一件（五二一七）

陳状一件（七一五）

寄進状一件（八八〇四）

讓状一件（一〇五七三）

c 所詮候（センジソウロウトコロ）

書状四件（七六七二・*九六二四・一〇七二九・一一八一八）

請文一件（九三四三）

d せんじ候ところ（センジソウロウトコロ）

書状三件（四八一二・六〇三九・一〇四一一）

申文二件（八三九〇・一一四七三）

陳状一件（*九四六三）

これらを見ると、仮名書きの例は書状に多く、また、cの「所詮候」を除いても、それらはほとんどが仮名書状で見られる。

一方、「シヨセン」という漢字音で読まれた例は、室町時代の狂言類や『日葡辞書』に至るまで確例は見出せない。『色葉字類抄』には「无所詮」に「シヨセンナシ」という仮名が付されており（下85ウ2）、音読したことが分かる。しかし、

この場合の「シヨセンナシ」は一語化したものであり「どうしようもない」という意味であつて、「結局」「つまるところ」「要するに」という意味ではない。また、『延慶本平家物語』には「所詮」が七例存し、そのうち音合符のついたものが一例見られるが、この場合も「若又効一験ナクハ、面一調二所一詮ナカルベシ」（第二本 71ウ）という「シヨセンナシ」の例である。延慶本の音合符の意味するところについては検討を要するが、「結局」「つまるところ」等の意味で用いられた「シヨセン」の確例は見出し得ない。しかし、『日葡辞書』では「Xoxen. シヨセン（所詮）遂に、または、結局」〔『訳日葡辞書』による。〕として音読の見出し語が挙げられていることから、鎌倉時代における音読の可能性も否定はできない。

また、次の表1は、その表記別に年代ごとの用例数を見たものである。仮名書きの例が散見されるのは、一二三〇年代以降のようである。

表1

表記		年代						
所詮	所詮者／ハ	所詮侯	所詮侯は	詮する所／ところ	詮する所は	せんする所／ところ		
5	3	0	0	0	0	0	1185～	1200
12	1	0	0	1	2	0	1201～	1210
18	1	0	0	0	0	0	1211～	1220
26	3	0	0	0	0	0	1221～	1230
61	4	0	0	0	0	1	1231～	1240
59	1	0	0	0	0	2	1241～	1250
51	0	1	0	5	5	1	1251～	1260
107	3	2	1	3	2	3	1260～	1270
65	2	1	0	0	0	0	1275～	1200
404	18	4	1	9	9	7	計	

	せんする所は	せんし侯ところ	せんし侯ところは	計
8	0	0	0	8
16	0	0	0	16
19	0	0	0	19
29	0	0	0	29
68	0	1	0	68
62	0	1	0	62
65	0	2	0	65
123	1	1	0	123
70	0	1	1	70
460	1	6	1	460

したがって、現在のところ「所詮」のよみ方として、鎌倉時代前期には音読と読み下しとの両方で読まれた可能性を考えなければならない。

また、仮名表記の読み下しが現れるのも一二三〇年代以降であるが、ただ、これらの仮名書きの例は親鸞・日蓮の書状に多用されているものである。

2 「所詮」と文書の種類の関係

先の表1を見ると、漢字表記の「所詮」が404例と最も多いことと、その用例数は一二三〇年代から増加傾向にあることが分かった。では、この「所詮」はどのような文書に見られるのだろうか。「所詮」の見られる文書を、大きく、下達文書・上申文書・証書類・書状・その他に分けると、次のようになる。

A 下達文書

下知状62・御教書45・下文27・奉書12・施行状7・寄進状6・書下5・廻文4・院宣4・充行状2・令旨2・裁許状1・遵行状1・国司序宣1・宣旨1・定文1・安堵状1

B 上申文書

申文60・陳状27・請文24・注進状10・解文13・訴状4・牒4・愁状3・申詞記3・勘文3・言上状2・問注状1・

鎌倉時代前期の古文書に見られる「所詮」の用法について

紛失状 1・評定 1・僉議状 1・衆議状 1・目安状 1

C 証文類

讓状 5・置文 2・大間帳 1・去状 1・和与状 1

D 書状 82 (うち 10 例は親鸞書状、13 例は日蓮書状)

E その他

起請文 3・式目 2・日記 1

以上のように、「所詮」は各種文書に見られるが、これらの中で、その用例数が多く、幅広い年代にわたって「所詮」の見られる文書は、A 下達文書では下知状・御教書・下文に、B 上申文書では申文・陳状・請文に偏っている。

そこで、右に挙げた文書の中で、「所詮」の用例数が 5 例以上のものについて、文書の種類別に文書数と「所詮」の用例数、及び文書数に対する「所詮」の使用割合(%)、表中ではゴシックの斜体で表示)を見てみることにする。下達文書を表 2、上申文書を表 3、参考として書状を表 4 にまとめている。それぞれ年代による使用割合の変化もあわせて見るために、表 1 と同様に年代を十年ごとで区切っている。

(1) 下達文書における「所詮」の用法

まず、下達文書において、「所詮」が多用されるのは下知状である。下知状は、不利益を蒙った当事者が裁許を求めて訴えた事柄に対し、その判決を下すものであり、御教書・下文も同様である。下知状の用例数が増加するのは、次の表 2 によれば 1230 年代以降であることが分かる。下知状以外の文書に関しても、文書数に対する「所詮」の使用割合が、やはり一二三〇年代を境としてそれまでよりも若干増加していることがわかる。

では、これらの下達文書において「所詮」はどのような場面で使用されているのだろうか。次の⑮の例は、鎌倉時代初期の例で、百姓の出した解状の内容に対して幕府の判断を示したものである。

⑮一、可_レ任_二時貞法師例_一致_レ沙汰_上狩鮎川人夫事

右、件人夫、縦雖_レ有_二先例_一、農節之比、無_二百姓煩_一之様、可_レ有_二沙汰_一歟、所詮、可_レ依_二時貞法師之例_一也、

一、可_レ令_レ停止_二蠶養時狩_一仕百姓於地頭方_一事

右、如_二百姓解_一者、蠶養之時、令_レ停_二止他役_一者、公物之弁無煩歟_{云々}、如_二地頭陳狀_一者、十餘年之間、隨_二要節_一雖_二催仕_一、無_二其訴_一云々者、所詮、同_レ可_レ依_二彼例_一也、(中略)

以前條條、大略如此、抑件庄為_二備進_一公家_一嚴重用途之地、於_レ事無煩、可_レ令_二土民安堵_一也、凡地頭庄務間事、所詮、任_二前地頭時貞法師之例_一、可_レ致_二沙汰_一之狀、依_二鎌倉殿仰_一、下知如_レ件、故下 (鎌倉遺文二七〇九 関東下知狀

承元元年(一一〇七)十二月)

いずれの条も、百姓の訴えに対して、地頭の職務においてはつまるところ(所詮)前地頭の例にならうべしという仰せである。特に簡条書きの後者の条文は、百姓の解(訴状)と地頭の陳狀の兩者を示して、つまるところ(所詮)前例に従うべしと、細かい事情を省略して結論だけを示している。つまり、結論を示す前に「所詮」が置かれているのである。

また、次の⑯の六波羅御教書の例も、以前の訴訟の時には、つまるところ(所詮)下知状が出されたが、それが守られないので、重ねて訴えるという内容である。細かい経緯は省かれ下知状の結論だけを端的に示すために「所詮」が用いられている。

⑯高野山領備後国大田庄地頭非法由事、訴状_{副具}如此、_レ事先度訴訟之時、所詮、可_レ被_二参決_一之由、雖_レ令_二下知_一、于_レ今_レ被_二遂其節_一之間、重所_二訴申_一也(鎌倉遺文四六一三 六波羅御教書 天福二年(一一三四)二月十三日)

このように結論を示す場合には、次のような「雖子細多」(子細多しと雖も)や「子細雖区」(子細区々と雖も)等が「所詮」の直前に書かれている例も見られる。⁽²⁾

⑰大炊助光行与坂路八郎光信相論石川庄川尻郷内補村事

右、披見訴陳狀之処、雖子細多、所詮、如光行申者、曾祖父光盛以当村讓与父三太郎光時之間、光時無相違知行、而讓給于光行、令死去畢(鎌倉遺文八六三七、北条重時下知状 弘長元年(一二六一)三月二十二日)

⑱右、対決之処、問答之趣子細雖区、所詮、当庄者二位家御時、依父直国勲功賞、直時所宛給也。(中略)

右、彼此申詞子細雖多、所詮、所領配分之後、可有左右矣、以前條條、依將軍仰、下知如件(鎌倉遺文九〇九九 関東下知状 文永元年(一二六四)五月二十七日)

(2)上申文書における「所詮」の用法

上申文書において「所詮」の出現割合の高い文書は、申文・解文・陳状である。

これらは、所領争いや自己の不利を訴えて裁許を仰ぐ、いわゆる訴訟に関わる事をその主な内容としている。名称は異なるが同じく訴訟関係の文書である、訴状・陳状・愁状を併せて考えると、訴訟関連の上申文書に見られる「所詮」の割合はさらに高くなる。そしてここでも、先の下達文書の下知状等と同じく、表から用例の割合の増加は一二三〇年代以降であることがわかる。

では、これらの上申文書においてはどのような場面で「所詮」が使用されているのだろうか。

その使用場面は、訴状を出すに至った事情や経緯の説明箇所の最後である。そして、その働きは、「所詮」の後に事の要点を記す場合と裁許要請を願う文言を導く場合がある。いずれも結論を示す場合である。例えば、次の⑲藤原光定・

表 3

上		申		文		書		陳		申		文		年代
注進状	請	文	懇	状	訴	状	解	文	陳	状	申	文	年代	
「所詮」文書数	年代													
0	9	0	0	0	0	0	0	27	0	1	0	8	1185~1190	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1	10	0	0	1	0	0	0	31	0	6	2	14	1191~1200	
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	5	0	0	0	0	0	0	22	1	22	2	18	1201~1210	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.5	0	11.1	0		
0	20	0	0	3	0	0	1	24	0	3	1	20	1211~1220	
0	0	0	0	0	0	0	4.2	0	0	0	5.0	0		
0	24	1	1	1	1	1	1	40	2	9	1	26	1221~1230	
0	1.9	100	100	1	100	1	2.5	22.2	22.2	2	3.8	0		
3	34	6	0	0	0	1	6	27	1	3	7	38	1231~1240	
8.8	6.5	0	0	0	0	22.2	0	33.3	0	18.4	0	0		
4	44	4	0	0	0	1	1	17	8	13	3	49	1241~1250	
9.1	5.3	0	0	0	0	5.9	0	61.5	0	6.1	0	0		
0	20	7	0	6	1	1	1	5	0	4	6	30	1251~1260	
0	18.9	0	0	0	100	20.0	0	0	0	0	20.0	0		
2	35	5	2	3	2	2	2	15	8	16	25	81	1261~1270	
5.7	6.2	66.7	66.7	25.0	25.0	13.3	0	50.0	0	30.9	0	0		
0	21	1	0	0	0	1	1	8	7	11	13	43	1271~1275	
0	3.4	0	0	0	0	12.5	0	63.6	0	30.2	0	0		
10	222	24	3	14	4	18	13	213	27	88	60	325	計	
4.5	5.3	21.4	22.2	6.1	30.7	18.5	0	0	0	0	0	0		

表4

書	状	年代
「所詮」	文書数	
0	65	1185~1190
0		
2	42	1191~1200
4.8		
8	102	1201~1210
7.8		
5	103	1211~1220
4.9		
4	153	1221~1230
2.6		
9	218	1231~1240
4.1		
11	186	1241~1250
5.9		
20	183	1251~1260
10.9		
19	223	1261~1270
8.5		
19	237	1271~1275
8.0		
97	1512	計
6.4		

重綱陳状は、永宴の讓状の正当性を訴える申状に対して、藤原光定等が反論した陳状である。光定等は自分たちの讓状の正当性とその所有の経緯を説明し、永宴の讓状こそ謀書だとして、つまるところ（所詮）、両者の文書の正文を召し出して比較すればその理非は明らかだとする。ここで「所詮」は光定側の有する文書の正当性を説明する文脈の中で、具體的な事情を踏まえて最後に自分の正当性を主張する一文、つまり結論を導くことばとして用いられている。

⑬重遠讓、重經、重經讓、永宴之由令申之條、奇異之謀計也、（中略）重綱者為愚闇之身、永宴依携文書、令忽諸天所相構種々之矯飾也、凡件領口雖不可及一口之論、依預所之芳心成給下文、以其下文為證文、令申鎌倉殿之間、蒙御下知者也、（中略）抑藏人入道庄務之刻、令披見此文書之日、祖父親父等之判行無疑殆之由、永宴令申畢、今可及相論哉、所詮者、召出兩方文書之正文等、被比較、理非顯然歟（鎌倉遺文七九三）建久六年（一一九五）五月）

また、次の⑳蓮上申状は、田左衛門入道観蓮が蓮上の相伝してきた所領及び新しい所領を押領しようとしており、その勝手な濫妨を停止させ御教書を下してほしいというものである。この裁許を願う箇所で「所詮」が用いられる。文書の最後に裁許要請の文言（「任道理、……欲下賜御教書」）、つまり結論を導くことばとして「所詮」が用いられている例がある。

⑳ 去年始令上洛之處、遂問注、而後未及御注進之以前、観蓮令下国天、称有御成敗、濫妨件名田、可弁加地子之由、致苛責之条、無道之至、何事過勸(斯)乎、(中略)奸謀之企、無物于取喻哉、所詮、任道理、且止森田貳反新儀押領、且於秋成名田者、停止自由濫妨、儘可相隨御成敗之由、欲下賜御教書。(鎌倉遺文八九〇〇 弘長二年(一二六二)十一月)

四 古文書以外の文献における「所詮」の用法

「所詮」は古文書にその用例が多く拾えたが、古文書以外にはどのような文献に見られるのだろうか。現在までに調査し得た範囲で、室町時代までにその使用が確認されるものは以下の文献である。⁽³⁾

仏教書

正法眼蔵隨聞記³ (いづれも「所詮ハ」)

仏教説話集

宇治拾遺物語²、発心集² (「所詮」1、「詮ずるところ」1)、十訓抄² (いづれも「所詮ハ」)

軍記物語

延慶本平家物語⁷、保元物語⁴

狂言類

大藏虎明本狂言集 6 (脇狂言類 1、大名狂言類 4、出家座頭類 1)

キリシタン関係書

こんてむつすむん地 9、どちりなきりしたん 2

日記

とはすがたり 1 (「せむし候所」)

その他

風姿花伝 1、五音曲条々 1

仏教書や仏教説話集に見られるのは、もともと「所詮」が仏教語であつたことも関係があると思われる。

『宇治拾遺物語』の例を以下に掲げる。

②①これも今は昔、中納言師時といふ人、おはしけり。その御もとに、ことのほかに色黒き墨染めの衣の短きに、不動袈裟といふ袈裟かけて、木練子の念珠の大なる、繰りさげたる聖法師、入来て立てり。中納言、「あれは何する僧ぞ」と尋ねらるゝに、ことのほかに、声をあはれげになして、「仮の世、はかなく候を、しのびがたくて、無始よりこのかた、生死に流転するは、せんずる所、煩惱にひかへられて、今にかくて、憂き世を出やらぬにこそ。是を無益なりと思とりて、煩惱を切すてて、ひとへにこのたび生死のさかひを出なんと思とりたる聖人に候」といふ。(上六 中納言師時、法師ノ玉莖検知事、本文は『新日本古典文学大系』による。)

ここでは、生死の流転の理由を、細かな事情は省略してつまるところ(「せんずる所」)煩惱のためであると、結論部分

鎌倉時代前期の古文書に見られる「所詮」の用法について

だけを示している。次の②の例も、鮭盗人の争いの決着方法として、つまるところ「詮ずる所」互いの懐を調べればよいという結論部分を示している。

- ②さる程に、この鮭の綱丁、「まさしく、わ先生、取りてふところへ引入れつ」といふ。大童子は又、「わぬしこそ、ぬすみつれ」といふ時に、此鮭に付たる男、「詮ずる所、我も人もふところを見ん」といふ。大童子「さまでやはあるべき」などいふ程に、此男、袴をぬぎて、ふところをひろげて、「くわ、見給へ」といひて、ひしひしとす。(上一五 大童子、鮭ヌスミタル事)

このように、古文書以外の文献でも、ものごとの経緯や事情説明があつた後、結論を示す前に「所詮」が用いられている。その用法は古文書の用法と大きく隔たるものではないと思われる。

ここで、古文書以外の文献に見られる「所詮」について、注目されることを指摘しておきたい。それは、『宇治拾遺物語』の聖法師や鮭盗人の疑いをかけられた男の例もそうであつたように、「所詮」が用いられるのは会話文中だということである。次に掲げる『延慶本平家物語』でも用例7例中の6例が会話文・心内発話中に見られる。⁽⁴⁾

②③ 忠盛朝臣の言葉

「我レ右筆ノ身ニ非ズ。武勇ノ家ニ生レテ今此恥ニ遇ム事、家ノ為身ノ為、心ウカルベシ。所詮身ヲ全シテ君ニ仕ヨト云本文アリ。」ト宣テ内々用意アリケリ。(第一本 17オ)

②④ 五条中納言邦綱卿の考え

法勝寺殿隠レサセ給テ後、太政入道ニ執入テ、サマザマニ宮仕ケル上、日ゴトニ何ニテモ一種ヲ奉ラレケレバ、「所

詮、現世ノ得意、此人ニ過タル人有マジ」トテ子息一人入道ノ子ニシテ経邦ト申付テ侍従ニ成サレヌ。(第一本 70ウ)

25 頼政の言を渡部競が代弁

「(前略)多勢ノ門ヲ打破テ入セ御シ候ハゞ、弥ヨ神威ノ程モ顕レテ、大衆ノ御威モ今一気味ニテ候ヌベケレバ、神輿ヲ左衛門ノ陣ヘ廻シ入奉ラルベウモヤ候ラム。所詮カク申候ハン上ヲ猶破給ハゞ不力及候。後代ノ名惜ク候ヘバ、命ヲ巴山王大師ニ奉リ骸ヲバ神輿ノ前ニテ曝シ候ベシト申セ」ト候。(第一本 96ウ)

26 祐慶の言葉

「悲哉、此時ニ当テ顕密ノ主ヲ失テ止観ノ窓ノ前ニハ螢雪ノ勤靡レ、三密ノ壇ノ上ニ護摩ノ煙絶事、心憂事ニ非ヤ。誠ニ中途ニシテ留奉ル違勅ノ罪科難ハ遁、所詮、祐慶今度三塔ノ張本ニ被差テ、被禁獄流罪、被首ヲ刎事、全ク痛存ベカラズ。且ハ今生ノ面目、冥土ノ思出タルベシ」ト高声ニ言テ、双眼ヨリ涙ヲ流ケレバ、(第一本 9オ)

27 内府の言葉

「(前略)只末代ニ生ラ受テ、カヽル憂目ヲ見ル、重盛ガ果報ノ程コソ口惜候ヘ。サレバ、所申請猶御承引ナクシテ、御院參可有ニテ候ハゞ先重盛ガ首ヲ被召候ベシ。所詮院中ヲモ守護スベカラズ。又御共ヲモ仕ベカラズ。所ハ申請只首ヲ可ニ被召アリ。(第一本 46ウ)

28 胡国の狄の要望に対しての武帝の考え

武帝是ヲ聞給テ、「イカゞスベキ」ト嘆給フ。「所詮三千ノ后ノ其形ヲ絵ニ書テ、顔ヨキラ留テ、アシキラタバム」ト定リヌ。(第一本 96オ)

また、保元物語・十訓抄においても、「所詮」は同様に会話文中に見られる。『発心集』でも「此くの如く難行苦行し

て、仏身を得給へりと言へり。此の事愚かなる我等が身には成りがたし。『所詮』いかなる行をして、いづれの所を願ふべし』と思ふに、過去に経て過ぎにし天上の楽しみ、何にかはせん。」(本文は『発心集 本文・自立語索引』清文堂出版 昭和六十年による。)という心内発話中に用いられている。以上から考えると、「所詮」は会話文の中で使用されることの多い語であつたのではないかという推測が可能である。また、鎌倉時代には古文書以外では軍記物にその用例数が多いということは古文書の文章と軍記物の文章の共通性を考えさせる。

そこで、会話文中の使用という目で再び古文書を見てみると、『平安遺文』の用例で九例中五例がそれに近い例であることが分かる。それは問注記(四例)及び祭文(二例)に使用された例である。問注記(もんじゅうき)とは、「平安から鎌倉・室町時代にかけての裁判に際して官司が原告・被告両当事者の主張を聴取すること」を問注と言ひ「その結果を問答形式で記録したもの」をいう⁽⁵⁾。これは「某申云……申」等として会話の引用形式をとる。また祭文も、祭りの時に神に告げることばである。以上のことから考えるに、もともと仏教語であつた「所詮」が本邦の文献では会話文中に用いられ、それが古文書という文章語の世界に入つたのではないかということを予想させる。仏教の教えを説くときに使用される「所詮」が日本語の会話文の中に取り入れられたという可能性も考えられる。しかし、それがどのように取り入れられたかについては、今後検討して行かねばならない。また、会話文中に多用されている「所詮」が文書という文章語の世界にどのように入つてきたのかについても、今後更に古文書内での意味用法や使用者の検討も含めて慎重に考えていかなければならない。

五 おわりに

本稿では文書の様式と用語の関係を考える手初めとして、鎌倉時代より古文書によく見られるようになる「所詮」を取り上げ、その読みと増加する年代、用法について検討してきた。今回の資料の範囲は鎌倉時代前期であり、その範囲

で言えることは、以下の四点である。

1 「所詮」の読みは鎌倉時代前期に関しては音読「シヨセン」と読み下し「センブルトコロ」の両者が考えられる。
2 「所詮」は古文書の中によく見られるが、それは下達文書では下知・下文・御教書に偏り、上申文書では申文・陳状・解文・訴状に偏って現れる。多用されるようになるのは一二三〇年代以降である。

3 「所詮」が使用されるのは、裁判に関わる内容で、かつ事情や経緯の説明が必要な文章中に用いられることが多い。その場合、込み入った事情の結論を「つまるところ」「結局」という意味で端的に示したり、上申文書においては事情・経緯説明を踏まえて結論となる裁許要請文言を述べる時にも用いられる。

4 古文書以外の文献において、当初見られるのが、仏教系のものを除けば軍記物であること、しかもそれらは、皆会話文の中に使用されている。このことを考えるあわせると、「所詮」は会話で使用されていたものが文書の世界に持ち込まれたと考えることも可能ではないか。また軍記物の文章と古文書の文章の関連を考える必要もある。

今後、鎌倉時代後期の使用状況について調査を進め、その上で、下知状等や申文等における「所詮」についてさらに検討を加えたい。その際、「所詮」が一二三〇年以降に増加傾向にあるということと、それが「下知状」に集中して使用されているということに注目したい。下知状は平安時代以来の公家の文書様式を踏襲した下文・御教書を元に、鎌倉幕府が作り出した新しい様式の下達文書である。下文が所職の恩給・所領譲与の安堵をする文書に対して、下知状はそれに加えて訴訟の判決・守護使不入等の特権付与・一般に周知させるための制札・紛失状をその主な内容とする文書である。⁽⁶⁾この新しい様式の下知状に、それまであまり古文書の文章に見られなかった「所詮」が多用されることは、何を意味しているのだろうか。残された課題は多いが、今後、「所詮」の前後の文脈の検討や文書作成者・前代の同内容の下

文・御教書との文章比較・古記録類の調査等を通して、鎌倉時代の古文書の様式と用語の関係を考えていきたい。

注

- (1) 古記録には「小右記」に二例見られるが、逸文ということや書写年代に問題があるため確例としては採用していない
 (2) これらは、下知状によく見られる表現で、類型的表現として用いられたのではないかと思われる。このほかに「枝葉雖多」(枝葉多しと雖も)と言う表現も見られる。

- (3) 「所詮」の確認できない文献は以下の通りである。調査は索引を用いて行ったが、一々の索引名は割愛する。

和化漢文作品

古事記、日本書紀、風土記

物語

竹取物語、伊勢物語、大和物語、宇津保物語、平中物語、落窪物語、源氏物語、狭衣物語、堤中納言物語、浜松中納言物語、唐物語、松浦宮物語、今鏡、とりかえばや物語、水鏡、増鏡

日記・随筆

土佐日記、蜻蛉日記、枕草子、和泉式部日記、紫式部日記、更級日記、讃岐典日記、建礼門院右京大夫集、方丈記、たまきはる、閑居友、海道記、東関紀行、中務日記、竹むきが記、徒然草

軍記物語

平治物語

仏教関係書

法華百座聞書抄、三教指帰注、明恵上人夢之記、却庵忘記、光言句義釈聴集記

説話集

日本霊異記、今昔物語集、三宝絵詞、古本説話集、沙石集

漢詩文集

和漢朗詠集、千載佳句、菅家文章、菅家後集、凌雲集、文華秀麗集、田氏家集、本朝麗藻、紀長谷雄詩文集、往來物

高山寺本古往來、雲州往來

古記録

御堂闕白記、小右記、源通親日記、源家長日記、寛永三年版吾妻鑑卷第二

その他

無名草子

(4) 残る1例は、木曾義仲の牒状に対する山門衆徒の詮議の結論を書いたものである。話し合いの内容を述べているが、全くの会話文でもなく間接話法として書かれている。「カ、リケレバ心々ノ僉議区々也ケレドモ、『所詮我等専奉折金輪聖王天長地久、……速ニ可住源氏合力思』之旨、一同僉議シテ返牒ヲ送ル」(第三末50才)

(5) 『国史大辞典』「問注記」(植田信広執筆)の説明による。

(6) 『概説古文書学 古代・中世編』p 80～88 (吉川弘文館、平成5年第四刷)による。

〔付記〕

本稿は平成十一年度鎌倉時代語研究会の席上で発表した内容を補足・改訂したものである。席上小林芳規先生から貴重なご意見を頂戴した。また諸先輩方からも有益なるご助言をいただいた。ここに記し、感謝の意を表します。